明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令（**文部科学**三〇）　一

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三七八）　二

○千九百九十五年の国際穀物協定の有効期間の延長に関する件（**外務**二六七）

○国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約への締約国の追加に関する件（**同**二六八）

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二五七～二六〇、二六三、二六四）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二六一）　四

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二六二）

○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第六条の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件（**文部科学**一二六）　六

○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第七条第一項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件（**同**一二七）

○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第七条第一項の規定に基づき、特別の配慮を要すると認められる者を定める件（**同**一二八）

○平成二十三年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を定める件（**同**一二九）

○日本薬局方標準品を製造する者の登録事項を変更した旨を公示する件（**厚生労働**二七一）　七

○薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録事項を変更した旨を公示する件（**同**二七二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一四六三、一四六四）

○共同溝を整備すべき道路を指定した件（**国土交通**八二一）　一〇

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**四国地方整備局**七七）

〔国会事項〕

内閣　内閣府　金融庁　法務省　公安調査庁　外務省　財務省

〔人事異動〕　四

〔公　告〕

諸事項　六

官庁

司法書士懲戒処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他　一〇

省　令

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に基づき、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三日

文部科学大臣　高木　義明

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「試験科目」を「認定試験の試験科目（以下「試験科目」という。）」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第十一条中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改め、「（別記第五号様式によるもの）」を削り、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「第八条第三項」を「前条第三項」に改め、「（別記第三号様式によるもの）」を削り、同条第二項中「科目合格者」を「試験科目のうち一部の科目について合格点を得た者を科目合格者とし、科目合格者」に改め、「（別記第四号様式によるもの）」を削り、同条を第十一条とする。

第九条を削る。

第八条第一項中「試験科目の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目」を「第六条又は第七条第一項の規定に基づき試験の免除を受けた試験科目」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「（別記第一号様式により作成したもの）」を削り、同条第一号中「（別記第二号様式により作成したもの）」を削り、同条に次の一号及び一項を加える。

六　第六条又は第七条第一項若しくは第二項の規定に基づく試験の免除等を願い出る場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める書類

イ　第六条の規定に基づき試験の免除を願い出る者　免除を受ける資格を証する書類